

一般社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 20 年度 第 2 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 21 年 1 月 22 日（木） 10：30～13：00

2. 開催場所 日本薬学会 長井記念館 1 階 C 会議室
渋谷区渋谷 2-12-15 電話 03-3406-3326

3. 出席者

（出席者） 理事 入江 徹美、代田 久米雄、田邊 功、望月 正隆、安原 真人、
山本 信夫、内山 充、

監事 三輪 亮寿、齊藤 勲

（欠席者） 理事 洪 愛子、佐藤 登志郎、前田 昌子、山田 勝士

（その他の出席者） 厚生労働省医薬食品局 関野 秀人薬事企画官
唐沢公認会計士事務所 唐沢 昌敬所長、円城寺 大樹
薬剤師認定制度認証機構 沼田 茂美

4. 配布資料

事前配布：定款、規程類

当日配布：議事次第、規程類リスト、役員名簿

5. 開 会

内山代表理事より開会の挨拶がなされ、理事 11 名中 7 名出席、監事 2 名出席で、会議は成立している旨報告された。さらに、本日出席の関野薬事企画官、唐沢公認会計士の紹介がなされた。

6. 議事概要・結果

代表理事が議長を務めた。議事は、予め通知された議事事項について、当日配布の「議事次第」にしたがって進められた。

（1）新法人への移行経過の説明

議長より、公益関連 3 法の施行に伴う、この法人の有限責任中間法人から一般社団法人への移行経過について次の通り報告された。旧中間法人社員総会（平成 20 年 11 月 17 日）で新法人役員を選出し、さらに旧法人社員総会・理事会（平成 20 年 11 月 26 日）で新法人の定款を議決した。平成 20 年 12 月 1 日の新法施行に伴い、旧法人は一般社団法人に自動的に移行した。新法人の第 1 回理事会（平成 20 年 12 月 5 日）において代表理事を選定し、平成 20 年 12 月 8 日に登記を完了した。

（2）理事会規則について

議長より、この法人を法令及び定款に従って適正かつ円滑に運営するために必要な規則・規程等は、法令や定款に別途示されたもの以外は理事会で定めることとなる旨、当日配布の「規程類リスト」をもとに説明された。

最初の審議事項として「理事会規則」の案について議長より、構成と職務、会議の成立、議決法、議事録等について説明がなされた。監事の出席が必須であること、委任状・書面表決は無効であること、ただし全員の同意による議決（第6条2項）は有効であること、等が了承された。

定款及び他の規則・規程との用語の統一を図り、代表理事等の「選任」は「選定」に、「本法人」は「この法人」に修正し、その他誤字脱字等の指摘にしたがい修正し、「理事会規則」は承認された。

（3）認証事業実施要綱、薬剤師認定制度委員会要綱について

議長より、「認証事業実施要綱」は、旧法人より実施中の認証事業の中で適用してきた「認証の手順」の記載内容を、規程の形に書き直したものであることが説明された。また同様に、従来から認証申請書に対する評価を行ってきた委員会の、組織、運営、及び評価作業を記載した「薬剤師認定制度委員会要綱」について説明された。

「認証事業実施要綱」については、従来の「手順」に追加された事項として、認証事業を担当する執行理事を設けること、認証を受けた研修・認定制度実施母体はこの法人の社員になることができること、の2点が説明され了承された。

また、第1条（目的）に、上位の法令、定款等とのつながりを記載すべきであるとの指摘があり追加した。さらに、第6条の「研修単位は給付するが認定をある期間他の実施母体に依存する」方式の可否について議論がなされたが、現段階では質の高い生涯研修制度を育成し広めるという目的を果たすために、柔軟に対処することとされた。

申請をしても認証を受けられなかったケースについての異議申し立て等に対する方策については、後日、渉外、広報、疑義解釈等を担当する執行理事を委嘱したい旨、議長より説明があった。その他、認証に関わる経費、認証に当たっての確認事項等については現行どおりの内容が了承され、「認証事業実施要綱」は承認された。

「薬剤師認定制度委員会要綱」は、従来の運営と作業を、認証担当理事を中心として行うことが了承され、本文中の用語を他の規則・規程と統一する等の修正を行い承認された。

（4）執行理事の選定について

議長より、3名の執行理事のうち、日常の総務を担当する総務担当理事として前田昌子理事を、認証事業を担当する認証担当理事として、現在薬剤師認定制度委員でもある山田勝士理事をお願いしたい旨提案があり、全員異議なく承認された。

（5）社員及び会員規定について

議長より、定款第3章社員について、この法人の社員は、正会員、特別会員、賛助会員の3種であり、正会員と特別会員をもって法人法上の社員とすることの説明がなされた。またこれに関連する必要事項を定めるための「会員規定」、及び付随する「会費の規定」について説明がなされた。

正会員は認証を受けた団体の中で、入会を申込み受理されたもの、特別会員は、個人、

団体を問わず入会申込みをして受理されたものであること、正会員の会費は現行の認証後の会費と同額であること、法人・団体特別会員については年度末に会員と協議の上次年度の会費を定めること、個人特別会員の会費は10万円とすること、がそれぞれ了承され、指摘のあった用語の訂正の後「会員規定」は承認された。これに基づき、会員の募集を開始することが了承された。

(6) その他の規程類について

議長より、本日承認された規定や要綱以外の規程類は、次回以降の理事会で順次検討し確定を願いたいので、意見のある場合はなるべく早く事務局に知らせて欲しい旨依頼があり、また、未送付の会計関連の規程類は、近日中に送付する予定であることの報告がなされた。

(7) 経理事務の委託

議長より、この法人の会計関係の事務及び申告業務をこれまで委託していた唐沢公認会計士事務所に、引き続きそれらの事務等を委託したい旨諮り、異議なく承認された。

(8) 次回以降の理事会日程について

第3回：平成21年3月16日（月）14：00～16：00 ニッショーホール第3会議室

第4回：平成21年5月29日（金）10：30～13：00 ニッショーホール第2会議室

7. 閉会

以上の議事を終え、13時00分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、代表理事および監事がこれに署名、捺印する。

平成21年1月26日

代表理事

内山 充

印

監 事

三輪 亮寿

印

監 事

齊藤 勲

印